

消防活動スペース等に関する指導指針

平成24年10月1日 一部改正

1 趣旨

この指導指針は、東近江行政組合消防本部館内における中高層建物の災害発生時における有効な消防活動と避難時における安全性を確保するため、消防活動用空地等（以下「消防活動スペース」という。）に係る位置、構造及び設備に関して必要な指導指針を定める。

2 対象範囲

建築物の高さが12m以上、又は3階以上の中高層建築物で、原則として新築（新規土地開発）する建築物に対して、消防活動スペース、およびこれに係る進入路、進入口、開口部等に対する指導を行う。

3 進入路及び進入口

建築物の高さが15m以上、又は4階以上の中高層建築物の消防活動スペースには、当消防本部所有のはしご付消防車等（以下「はしご車」という。）を消防活動上有効に使用する必要があるため、以下の項目を満たし、容易に進入部署できること。

- (1) 進入路は、有効幅員4m以上、高さ3.8m以上とする。または必要に応じて進入角にすみ切りを行うこと。
- (2) 進入路は、急な段差や、傾斜がないこと。（縦勾配10%以下であること。）
- (3) 進入障害となる樹木、看板または庇等の障害物がないこと。
- (4) 進入路は、はしご車の車両総重量20tに耐え得るようマンホール、橋梁等の位置、構造に留意すること。

4 消防活動スペース設置基準

はしご車の消防活動に必要な空地および空間を以下により確保すること。

- (1) はしご車の梯体旋回、梯体伸縮の障害となるおそれのある樹木、架線、看板等を設

けないこと。

(2) 地盤面は、はしご車の車両総重量20tに耐えられること。

(3) 地盤面の傾斜は、7度以下であること。

(4) 消防活動スペースは、6m×13m以上とし、その範囲を表示するとともに「消防隊専用の文字を表示し、駐車禁止とすること。

(別紙 消防活動スペース範囲表示 参照)

(5) 消防活動スペースと建築物の避難上有効な開口部等からの距離は、はしご車梯体の有効な活動範囲内とすること。

(6) 消防活動スペースは建築物の構造又は形状等を考慮し、非常用進入口またはベランダ等に面していること。

5 3階建ての建築物にあっては以下の項目で足りるものとする。

(1) 3階部については、地上から8.7m以下となる位置に避難上有効な開口部を設けること。

(2) 開口部に進入障害となる樹木、看板または庇等の障害物がないこと。

6 上記3、4または5について敷地の形状等により活動空地等が確保できない場合は代替を考慮すること。

7 その他

(1) 要望項目

ア 共同住宅等の建築物においてエレベーターを設置する場合は、救急用担架が収容できるものであること。

イ 共同住宅等の建築物においてオートロック管理システムを設ける場合は、その解除方法等について協議すること。

(2) 協議、相談を受けたことを記録し、またその協議内容を補完するため、別紙（様式第1）により記録すること。

- (3) 協議、相談を受けた事業者等から、権限を有する行政庁等に提出するため、協議を済ませた旨の証明を求められた場合は、各市開発行為指導要綱等の定型様式によるほか、必要に応じて、別紙（様式第2）により事前協議済証等を交付することができる。

消防活動スペース範囲表示



様式第 1

消防活動スペース事前協議記録書

No.

協議日時	平成 年 月 日	
協議来庁者		
建築物名称		
建築場所		
施工者 名称・所在地		
構造・規模等	用途	
	構造	
	面積	建 m ² ・ 延べ m ²
	階段	地上 階、地下 階、PH 階
	活動空地地盤強度	() m × () m 耐圧 () t
その他・設備等		
協議内容等		
協議沿革等		
署担当者名		

※ 必要に応じて、図面、その他の資料を添付すること。

様式第2

中高層建築物等に係る事前協議済証

下記の建築物に係る事前協議が完了したので、証します。

平成 年 月 日

東近江行政組合

消防署長

協議日時	平成 年 月 日	
建築物名称		
建築場所		
施工者 名称・所在地		
構造・規模等	用途	
	構造	
	面積	建 m^2 ・ 延べ m^2
	階段	地上 階、地下 階、PH 階
	活動空地地盤強度	() m × () m 耐圧 () t
協議内容等		
署担当者名		